

様式第一の二（第一条、第十五条の四、第十六条関係）

郵便等販売届書

許可番号及び年月日		第 昭和・平成 年 月 日 号
薬局又は店舗	名称	
	所在地	江東区
販売を行う場所の 構造設備の概要		
販売方法の概要		
備 考	離島居住者への薬局製造販売医薬品販売（離島名： ） 離島居住者への第二类医薬品販売（離島名： ） 継続使用者への薬局製造販売医薬品販売 継続使用者への第二类医薬品販売	

上記により、郵便等販売の届出をします。

平成 年 月 日

住 所  
〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

電話番号 ( )

担当者名

江東区保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 販売を行う場所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネット等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。また、広告方法としてインターネットを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。
- 5 次の(1)に掲げる場合には、備考欄に「離島居住者への薬局製造販売医薬品販売(第二類医薬品を販売する場合にあっては、「第二類医薬品販売」)」と記載し、併せて離島の名称を記載すること。(2)に掲げる場合には、備考欄に「継続使用者への薬局製造販売医薬品販売(第二類医薬品を販売する場合にあっては、「第二類医薬品販売」)」と記載すること。
  - (1) 薬局及び店舗が存しない離島に居住する者に薬局製造販売医薬品販売又は第二類医薬品の郵便等販売を行う場合
  - (2) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号、以下「改正省令」という。)の施行前に既存薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、又は譲り受けた薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品を改正省令の施行の際現に継続使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合(当該薬局又は店舗の薬剤師又は登録販売者(薬局製造販売医薬品にあっては、当該薬局の薬剤師)が電話その他の方法により当該医薬品の販売又は授与の相手方から情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。)